

第 29 号議案

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊川市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「修了したもの」の次に「（速やかに修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業の安定的な運営を図るため、放課後児童支援員の資格要件を見直す必要があるからである。